

東京都衛生関係職種養成施設指導調査実施要領

平成28年3月31日27福保健健第1087号

改正 令和元年11月26日31福保健健第1342号

改正 令和5年6月26日5福保健健第577号

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都衛生関係職種養成施設指導調査（以下「指導調査」という。）の実施及びその事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導調査の目的)

第2条 指導調査は、東京都内に所在する衛生関係職種養成施設（以下「養成施設」という。）に対して、指定又は登録（以下「指定等」という。）基準に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずる監督業務を適切に実施することにより、養成施設の適正な運営を確保することを目的とする。

(指導調査の基本方針)

第3条 指導調査は、関係法令等を踏まえ、当該養成施設に対する指導調査の実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

- 2 指導調査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、養成施設の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- 3 法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、養成施設の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、関係法令の定めるところにより指定等の取消等、行政処分を行うための手続を検討する。
- 4 指導調査の実施及び指導調査結果の処理に当たっては、関係部課との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導調査実施対象施設)

第4条 指導調査の対象は、次に掲げる養成施設とする。

- 一 調理師養成施設
- 二 製菓衛生師養成施設
- 三 理容師養成施設
- 四 美容師養成施設
- 五 食品衛生管理者養成施設
- 六 食品衛生監視員養成施設
- 七 食鳥処理衛生管理者養成施設

(指導調査の形態等)

第5条 指導調査は、集団指導及び実地指導調査により実施する。

- 2 集団指導は、養成施設の設立者又は設置者（以下「設立者等」という。）及び当該施設の管理運営に係る事務を所掌する責任者等を対象として、都が指定する場所において、複数の養成施設に対し説明を行うなどの方法により実施する。
- 3 実地指導調査は、指導調査の対象となる養成施設において実地に行う。
この際、必要に応じて、あらかじめ指導調査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 4 実地指導調査において改善すべき事項が認められ、実地指導調査後に養成施設の設置者から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する調査を行うものとする。

（集団指導の実施）

- 第6条 東京都保健医療局健康安全部長（以下「健康安全部長」という。）は、指導対象となる養成施設を決定したときは、あらかじめ、集団指導の日時、場所、出席者、内容等を文書により、当該養成施設の設立者等に通知する。
- 2 集団指導においては、養成施設の運営、制度改正内容及び過去の指導事例等についての説明等を行う。
なお、集団指導に欠席した養成施設の設立者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

（実地指導調査対象施設の選定）

- 第7条 健康安全部長は、実地指導調査の対象となる養成施設（以下「調査対象施設」という。）を、第4条に掲げる養成施設の種類ごとに、当該年度に開設若しくは課程変更又は入学若しくは入所定員の増員を行った養成施設のほか、過去の指導調査の実施状況、定期報告（法令に基づく届出事項）による運営状況及び養成施設の規模等を総合的に勘案した上で選定するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する養成施設は、右の規定にかかわらず当該年度の調査対象施設として優先的に選定するものとする。
- 一 各養成施設について規定されている、都への定期報告等の内容に指定等基準の違反等が認められる養成施設
 - 二 実地指導調査実施後の改善状況が不十分と認められる養成施設
 - 三 自治体職員、教職員、学生又はその家族等、当該養成施設の関係者等から不適切な運営実態等について通報（単なる情報提供のほか苦情、相談等を含む。）があった養成施設

（年間計画の策定）

- 第8条 健康安全部長は、前条の規定により選定した調査対象施設に対する実地指導調査の実施予定時期、調査担当者等を明らかにした実地指導調査計画書を、原則として、毎年度指導調査を開始する時まで策定するものとする。
なお、状況の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行うなど、必要な措置を講じることとする。

(実地指導調査実施方法等)

第9条 実地指導調査は、調査対象施設の設立者等に対して、その実施予定日のおおむね1か月前までに、調査対象施設の名称、調査日時、調査担当者の職・氏名、調査内容、事前に提出を求める資料及び調査当日の準備資料等の内容について、文書により通知した上で実施するものとする。

2 前項の規定により事前に提出を求める資料については、あらかじめ調査対象施設の運営状況等を把握する観点から、実地指導調査の実施予定日の1週間前までに提出を求めるものとする。

3 実地指導調査は、東京都保健医療局健康安全部健康安全課の職員（以下「担当職員」という。）2名以上（そのうち1名は原則として課長代理以上の職にある者とする。）で実施するものとする。

4 原則として、第1項の通知後、実地指導調査を実施するまでの間に、担当職員は事前の打ち合わせを行い、調査の着眼点等について検討を行うものとする。

なお、必要に応じ、事前に調査対象施設の状況について健康安全課長に報告し、その指示を受けるものとする。

5 実地指導調査は、原則として1日間で実施する。ただし、1日間で調査を終えることが困難と認められるときは、事前に、調査対象施設の管理責任者（理事長又は学校長等）等と調整の上、必要最低限の範囲で延長できるものとする。

6 実地指導調査当日は、調査対象施設の管理責任者のほか専任教員、専任の事務職員等の立会いを求めるものとする。

7 実地指導調査当日、現地において、調査関係書類の複写、校舎、設備等の撮影又は聴取内容の録音等を行うときは、あらかじめ調査対象施設の管理責任者の了承を得るものとする。

8 実地指導調査当日の進行は、原則として課長代理の職にある担当職員が行い、実地指導調査の進行状況により、適宜、時間配分を調整するものとする。

9 実地指導調査実施の際、調査対象施設の立会者から不適切若しくは虚偽であることが明らかな発言があったとき又は正当な理由なく関係資料の閲覧を拒むなど調査業務の遂行に支障を生ずる行為があったときは、健康安全課長へ報告し、指示を受けるとともに、状況により指導調査を中止するものとする。

(実地指導調査内容)

第10条 実地指導調査では、次に掲げる事項について、原則として、実地指導調査を実施する当該年度及び前年度の運営状況等を把握するとともに、関係法令及び関係通知の遵守状況の確認を行い、必要に応じて改善を指導するものとする。ただし、著しい法令違反や不適切な事項が認められるときは、この限りでない。

一 教員に関する事項（専任教員の数、勤務状況及び教員の資格要件等）

二 授業に関する事項（指定等基準等及び学則で定められた授業科目（実習を含む。）の実施状況等）

三 学生又は生徒に関する事項（定員等の状況、入学資格の審査、履修認定方法及び卒業要件等）

- 四 学則等の内容に関する事項（法令等において学則等に定めるよう規定されている事項の規定状況）
- 五 施設に関する事項（建物及び設備の状況、教材教具等の保有状況等）
- 六 関係法令等に定める申請、届出及び報告等の諸手続に関する事項（手続の実施状況等）
- 七 財務に関する事項（運営状況、入学料、授業料及び実習費等の適正な徴収、収支予算等）
- 八 その他必要な事項（学籍簿等の諸帳簿の整備状況等）

（実地指導調査結果等）

第 11 条 実地指導調査実施後、現地において担当職員が講評を行うものとする。

2 実地指導調査終了後、担当職員は速やかに指導調査実施報告書を作成し、復命するものとする。

また、その結果を、必要に応じて健康安全部長へ報告し、対応について指示を受けるものとする。

3 実地指導調査の結果は、実地指導調査実施日からおおむね 2 か月以内に調査対象施設の設置者に文書により通知するものとする。

4 実地指導調査の結果、特に改善が必要と認められた事項については、前項の通知においておおむね 2 か月以内の期限を付してその改善結果に関する報告書の提出を求めるものとする。

なお、提出期限までに改善を図ることが困難であると認められる事項については、改善に向けた計画書をもって、報告書に代えることができるものとする。

5 前項の改善結果に関する報告書の提出があったときは、その内容を十分確認し、改善措置の状況が十分でないとき認められるときは、必要に応じて現地確認を行い、引き続き指導を行うなど適切な対応を図るものとする。

なお、同項に規定する改善に向けた計画書の提出があったときは、改善が図られるまでの間、必要に応じて指導、助言又は確認等を行うものとする。

（指導方針の継続、統一の確保）

第 12 条 指導調査の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、国等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

（指導調査情報の公開）

第 13 条 指導調査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

（国への報告）

第 14 条 指導調査の結果は必要に応じ、国へ報告する。

(その他)

第 15 条 臨時又は緊急に調査が必要と認められるときは、本要領によらず指導調査を実施することができるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。